

入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例改正要旨

1 条例改正の趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 2 1 号）が施行されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件の一つである「放課後児童支援員認定資格研修の修了」について、これまで都道府県知事又は指定都市の長が実施する研修を修了した者に限定していましたが、受講機会の拡充を図るため、中核市（地方自治法 第 252 条の 22 第 1 項）の長が実施する研修を修了した者も、要件を満たすこととするものです。

2 施行日

公布の日から施行するものです。